

令和5年4月1日から

# 不正行為に関する規程 が変わります！！

※不正行為は極めて悪質な行為であり、厳正に対応します。

～令和5年3月31日

## 改正前

不正行為を行った者は、教務規程第13条により教授会の議を経て謹慎および嚴重注意とし、その旨公表する。

また、その期に受講した全科目（通年科目及び集中講義科目を含む。）

の単位が無効となります。

令和5年4月1日～

## 改正後

不正行為は、学生懲戒規程第2条第4号に該当する行為として、懲戒手続を開始するものとする。

また、その期に受講した全科目（通年科目及び集中講義科目を含む。）

の単位が無効となります。

懲戒処分【本学における、懲戒処分の種類は、「訓告・停学・退学」を指します。】と、その期に受講した全科目（通年科目及び集中講義科目を含む。）の単位が無効となります。